

**外国への特許・商標等の出願に必要な経費を補助し、
県内企業の知財活用・海外展開を支援します！****～平成29年度「中小企業等外国出願支援事業補助金」の募集開始のお知らせ～**

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)では、新潟県内に事業所を有する中小企業者等が、外国への特許及び実用新案・意匠・商標の出願を行う際に必要な経費の一部を補助する「中小企業等外国出願支援事業補助金」の募集を開始します。

1企業あたりの補助上限額は450万円(国補助金300万円・県補助金150万円)で、上限額の範囲で複数の出願を対象にでき、知的財産を活用した海外展開や海外市場への新たな参入を支援する内容となっていますので、是非、報道でお取り上げくださるようお願いいたします。

応募資格	新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業等で構成されるグループ等
対象要件	「特許」「実用新案」「意匠」「商標」「冒認対策目的の商標」の各出願案件 ※申請時において、既に日本国特許庁に対して行っている特許等出願(PCT出願含む)を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願に限りです。マドプロ出願の場合は、日本国特許庁への国際商標登録以前であることが必要です。
補助対象経費	①外国特許庁への出願手数料 ②現地代理人費用 ③国内代理人費用 ④翻訳費用 ⑤その他経費
補助率 補助上限額	補助率：国補助金1/2以内、県補助金1/4以内 補助上限額：1企業(グループ)につき、 国補助金 300万円、県補助金 150万円 特許出願：1出願(案件)につき、国補助金150万円、県補助金75万円 実用新案・意匠・商標登録出願：〃 国補助金 60万円、県補助金30万円 冒認対策目的の商標登録出願：〃 国補助金 30万円、県補助金15万円
募集期間	1次募集：平成29年6月1日(木)～7月3日(月)17:30まで 2次募集：平成29年9月1日(金)～10月2日(月)17:30まで

【添付資料】平成29年度中小企業等外国出願支援事業補助金 募集案内チラシ

＜この件に関する問い合わせ先＞

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営基盤強化チーム 担当：保坂、内藤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」9階
TEL：025-246-0056(直通) FAX：025-246-0030 E-mail：torihiki@nico.or.jp

公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）では、

優れた技術等を外国において広く活用しようとする中小企業者等が行う
外国への特許や商標などの出願に必要な経費の一部を補助します。

応募資格

- 新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ
ただし、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、組合、商工会、商工会議所及びNPO法人



対象要件

- 「特許」「実用新案」「意匠」「商標」「冒認対策目的の商標」の各出願案件
- 申請時において、既に日本国特許庁に対して行っている特許等出願(PCT 出願含む)を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願に限ります。マドプロ出願の場合は日本国特許庁への国際商標登録出願以前であることが必要です。
- その他要件は事業案内、交付要綱等を参照ください。NICO ホームページからダウンロード出来ます⇒ <http://www.nico.or.jp>

補助対象経費

- 補助対象となる経費は、交付決定日以降、平成30年2月末日までに支払いが完了する外国特許庁への出願経費となります。

「外国特許庁への出願手数料」「現地代理人費用」「国内代理人費用」「翻訳費用」「その他経費」

※補助対象とならない経費

- ①国内出願(PCT出願含む)費用及び日本国特許庁に支払う費用、②日本国内における消費税及び地方消費税、③国際商標登録出願料に係る登録料、④現地代理人・国内代理人への振込手数料 等

補助率／補助上限額

- 補助率：国補助金；補助対象経費の2分の1以内、県補助金；補助対象経費の4分の1以内

- 補助上限額：1企業(グループ)

国補助額；3,000千円以内、県補助額；1,500千円以内

- ア. 特許出願：1出願(案件)につき
国補助金 1,500千円以内、県補助金 750千円以内
- イ. 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願：1出願(案件)につき
国補助金 600千円以内、県補助金 300千円以内
- ウ. 冒認対策商標：1出願(案件)につき
国補助金 300千円以内、県補助金 150千円以内

応募方法・募集期間

- 応募方法：交付申請書、事業計画書等を作成し、必要書類を添付して提出してください。

事業案内や申請書の様式はNICO ホームページからダウンロードできます⇒ <http://www.nico.or.jp>

- ア. 交付申請書・事業計画書等は「国補助金に係る申請書」、「県補助金に係る申請書」それぞれ別に作成し提出くださるようお願いいたします。

- イ. 県補助金の申請は、国補助金の申請が条件になりますので、国・県補助金申請を同時に行ってください。

(※国・県補助金分それぞれの単独申請はできませんのでご注意ください)

回数	募集期間	審査会開催予定日	交付決定時期
1次募集	平成29年6月1日(木)～7月3日(月)	7月31日(月)、8月1日(火)	8月中旬
2次募集※	平成29年9月1日(金)～10月2日(月)	10月30日(月)、10月31日(火)	11月中旬

※予算の執行状況等によっては、2次募集を実施しない場合がありますので予めご了承ください。

- 上記審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます(商標・冒認対策商標出願を除く)。

その他

- 補助金に採択(交付決定)された場合は、採択者の名称、所在地、出願種別について外部に公表します。また、個々の採択者の交付決定金額や採択件数についても外部に公表する場合があります。■補助金の交付は補助事業が完了した後の精算払いになります。

■問い合わせ・申請書提出先■ 公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ 経営基盤強化チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL:025-246-0056(直通) FAX:025-246-0030 E-mail:torihiki@nico.or.jp